

## 岡山県アンテナショップ商品エントリーシート取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「鳥取県・岡山県共同アンテナショップ岡山県商品選定要領」2の(1)により岡山県(以下「県」という。)へ提出のあった「岡山県アンテナショップ商品エントリーシート」(以下「エントリーシート」という。)について、県が、記載された情報(以下「エントリーシート情報」という。)をアンテナショップの運営を委託する事業者以外の者に提供する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (申込み)

第2条 エントリーシート情報の利用を希望する者(以下「申込会社」という。)は、様式第1号「エントリーシート利用申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記入し、参考書類を添えて岡山県産業労働部産業企画課マーケティング推進室あてに提出しなければならない。

### (エントリーシート提出事業者への意向確認)

第3条 県は、申込書及び参考書類の内容について確認し、適当と認められるときは、利用希望があったエントリーシートの提出事業者に対し、申込会社及び利用目的を明らかにした上で情報提供の可否を照会するものとする。

### (エントリーシート情報の利用承諾)

第4条 県は、前条による照会の結果、提出事業者の了解が得られたエントリーシートがある場合は、申込会社に対し、様式第2号「エントリーシート利用承諾書」を送付するとともに、当該エントリーシート情報を電子データにより提供するものとする。

2 県は、第2条により提出があった申込書等の内容が前条による照会の結果、いずれの提出事業者からも了解が得られなかったときは、申込会社に対し、その旨を通知するものとする。

### (遵守事項)

第5条 エントリーシート情報の提供を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) あらかじめ申込書に記載した利用目的以外のことに利用しないこと。
- (2) 電子データについて、盗難や流出等がないよう善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (3) エントリーシートに記載された事業者に連絡をする場合は、県からエントリーシート情報の提供を受けた者であることを明示するとともに、事業者から求められた場合は、県から送付された「エントリーシート利用承諾書」を提示すること。

### (利用承諾の取消し)

第6条 県は、申込会社又は申込会社の役員若しくは使用人(以下「申込会社等」という。)がこの規程の内容に違反したと認められるときは、利用承諾

を取り消し、電子データの抹消を求めることができる。この場合、申込会社等に何らかの損害が生じても、県はその責めを負わない。

- 2 前項の提供の取消しは、様式第3号「エントリーシート利用承諾取消書」をもって行うものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第7条 第2条の規定による申請（以下「申請書等」という。）については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年岡山県規則第18号）及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成16年2月23日制定）の規定を準用する。

(その他留意事項)

第8条 県から提供を受けたエントリーシート情報について誤り又は変更等があった場合、そのことにより申込会社等に何らかの損害が生じても、県及びエントリーシートの提出事業者はその責めを負わない。

- 2 エントリーシートの提出事業者から、あらかじめアンテナショップの運営事業者以外への情報提供を希望しない旨の意思表示がなされているエントリーシートについては、この規程の対象外とする。

附 則

この規程は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。